

掲示事項(ひろせの杜 ショートステイ)

運営規定の概要

| | | | | |
|------------|--|--------------|---------|-------------------------|
| フリガナ | ヒロセ/モリ ショートステイ | | サービスの種類 | (介護予防)(空床型) 短期入所生活介護 |
| 事業所名 | ひろせの杜 ショートステイ | | 事業所番号 | 1172701987 |
| 所在地 | サイタマケンサヤマシオオアザカミヒロセアザカスミガオカ939バン1 | | フリガナ | ナカザワ カツヒコ |
| | 埼玉県狭山市大字上広瀬字霞ヶ丘939番1 | | 施設長 | 中澤 克彦 |
| 連絡先 | 電話番号 | 04-2936-8244 | FAX番号 | 04-2936-8245 |
| 利用定員 | 110名(1ユニット 11名×10ユニット) | | | |
| 利用料 | 厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲) | | | |
| その他の費用 | 居住費 2,260円 食事代(朝食、昼食、夕食)1,650円 送迎に要する費用 通常の実施区域を超えた地点から 1kmにつき40円 | | | |
| 通常の事業の実施地域 | 狭山市 | | | |
| | 備考 | | | |

従業者の勤務体制

| 職種 | 員数 | | | |
|---------|------|------|-------|-------|
| | 常勤専従 | 常勤兼務 | 非常勤専従 | 非常勤兼務 |
| 管理者 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 介護支援専門員 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 生活相談員 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 看護職員 | 4 | 0 | 3 | 0 |
| 介護職員 | 38 | 0 | 8 | 0 |
| 管理栄養士 | 1 | 0 | 0 | 0 |

秘密保持

- 当事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業所は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業所の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ることとします。

利用料その他費用の額

サービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担額は、原則として次の基本利用料の介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額です。

《(介護予防)(空床型)短期入所生活介護》

※狹山市は地域加算対象で1単位10.33円加算となります。

・基本部分・・・(介護予防)(空床型)短期入所生活介護1日あたり

| 要介護状態区分 | 単位数 | 地域単価 | 介護報酬 | お客様負担金 | | |
|---------|-------|-------|---------|--------|--------|--------|
| | | | | (1割負担) | (2割負担) | (3割負担) |
| 要支援1 | 529単位 | 10.33 | 5,464円 | 547円 | 1,093円 | 1,640円 |
| 要支援2 | 656単位 | 10.33 | 6,776円 | 678円 | 1,356円 | 2,033円 |
| 要介護1 | 704単位 | 10.33 | 7,272円 | 728円 | 1,455円 | 2,182円 |
| 要介護2 | 772単位 | 10.33 | 7,974円 | 798円 | 1,595円 | 2,393円 |
| 要介護3 | 847単位 | 10.33 | 8,749円 | 875円 | 1,750円 | 2,625円 |
| 要介護4 | 918単位 | 10.33 | 9,482円 | 949円 | 1,897円 | 2,845円 |
| 要介護5 | 987単位 | 10.33 | 10,195円 | 1020円 | 2,040円 | 2,943円 |

・加算

| 加算 | 単位数 | 地域単価 | 介護報酬 | お客様負担金 | | |
|---------------|-------------|-------|--------|---------|---------|---------|
| | | | | (1割負担) | (2割負担) | (3割負担) |
| 看護体制加算Ⅰ口 | 4単位/日 | 10.33 | 41円 | 5円 | 9円 | 16円 |
| 機能訓練体制加算Ⅰ | 12単位/日 | 10.33 | 124円 | 13円 | 25円 | 38円 |
| サービス提供体制強化加算Ⅲ | 6単位/日 | 10.33 | 62円 | 7円 | 13円 | 19円 |
| 送迎加算 | 184単位 | 10.33 | 1,901円 | 190円/片道 | 380円/片道 | 571円/片道 |
| 介護職員処遇改善加算Ⅱ | 利用単位数×0.136 | | | | | |

事故発生時の対応

- 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、定める措置を講ずるものとする。
- 事故が発生した場合の対応、定める報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事故又は当該事態が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 事業者は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに当該入所者の家族等及び市に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 事業者は、前項の事故については、その状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。
- 事業者は、入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

緊急時における対応方法

- サービス提供時に入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合はあらかじめ定められた配置医師又は協力病院による対応、その他の方法による対応等の必要な措置を速やかに行う。

| 協力医療機関 | 所在地 | 電話番号 |
|-------------------------|------------------------------|--------------|
| 医療法人社団清心会 至聖病院 | 埼玉県狭山市 下奥富字八反目1221 | 04-2952-1000 |
| 医療法人社団湖聖会 ふれあい歯科新河岸 | 埼玉県川越市砂 915-7 | 04-9265-7544 |
| 一般社団法人楓会 新狭山かえでクリニック | 埼玉県狭山市新狭山 3丁目1-1 プラザ新狭山2階 | 04-2900-6172 |

身体拘束に関する事項

- 事業所は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護従業者その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 介護従業者その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

福祉サービス第三者評価

- 2024年度実施なし

実費

| | |
|-----------------|----|
| 医療費(往診・受診・薬代) | 実費 |
| 理美容代 | 実費 |
| レクリエーション・クラブ活動費 | 実費 |
| 嗜好品 | 実費 |
| 衛生用品 | 実費 |
| インフルエンザ予防接種 | 実費 |

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

| | |
|---|------------------------------|
| 事業所又は施設の名称 | 特別養護老人ホームひろせの杜 |
| 申請するサービスの種類 | 介護老人福祉施設・(介護予防)(空床型)短期入所生活介護 |
| 措置の概要 | |
| 1 利用者からの相談又は苦情などに対応する常設の窓口(連絡先)及び担当者の設置状況 | |
| <p>○公的団体の窓口</p> <p>埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情対応係</p> <p>埼玉県さいたま市中央区大字下落合 1704 番地 電話：048-824-2568</p> <p>窓口開設時間 午前 8 時 30 分から 12 時まで 午後 1 時から 5 時まで (年末年始・祝祭日を除く月曜日から金曜日まで)</p> <p>○市町村の窓口</p> <p>狭山市介護保険課</p> <p>埼玉県狭山市入間川 1 丁目 23 番 5 号 電話：04-2953-1111 (代表)</p> <p>窓口開設時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (年末年始・祝祭日を除く月曜日から金曜日まで)</p> <p>当施設での苦情担当窓口を次のとおり設置します。</p> <p>① 窓口設置場所 特別養護老人ホームひろせの杜 埼玉県狭山市大字上広瀬字霞ヶ丘 939 番 1 電話：04-2936-8244 FAX：04-2936-8245</p> <p>② 窓口開設時間 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで</p> <p>③ 対応者 苦情解決責任者 施設長 中澤 克彦</p> <p>④ その他 午後 5 時 30 分以降についても、夜勤者等で受け付け管理者へ連絡し対応いたします。</p> <p>苦情解決第三者委員 社会福祉法人 苗場福祉会 涌井 博行 新潟県中魚沼郡津南町大字上郷寺石丙 299 電話：090-1687-5513 宮入 浩 新潟県十日町市妻有町 1 丁目 4-2 電話：090-1687-5521</p> | |
| 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順 | |
| <p>(1) 相談及び苦情の対応</p> <p>相談又は電話があった場合、原則として当事業所の管理者が対応します。一般職員が苦情を受けた場合は、必ず管理者と連携し対応します。</p> <p>(2) 確認事項</p> <p>相談又は電話については、次の事項について確認します。</p> <p>相談又は苦情のあった苦情者の氏名及び利用者の氏名、具体的な苦情・相談の内容(日時等)、担当した職員の氏名(苦情対象者が分かる場合)、対応した職員の氏名等を記載します。</p> <p>(3) 相談及び苦情処理期限の説明</p> <p>相談及び苦情の相手方に対し、対応した職員の氏名を提示し、相談・苦情を受けた内容について回答する期限を併せて説明いたします。</p> <p>(4) 相談及び苦情処理</p> <p>概ね次の手順により、相談及び苦情について処理します。</p> <p>①事業所内において、管理者を中心として相談・苦情処理のための会議を開催します。</p> <p>②サービスを提供した職員からの概況説明を行います。</p> <p>③問題点の整理、洗い出し及び今後の改善策についてのディスカッションを行います。</p> <p>④文章により回答を作成し、管理者が事情説明を利用者に対して直接行った上で、文章を渡します。</p> <p>⑤苦情処理の概要についてまとめた上で利用者を担当する市町村に対して報告を行い、更なる改善点について助言、指導を受けます。</p> <p>⑤ 上記の内容について提示し、事業所内において改善策を検討し再発の防止につとめます。</p> | |